



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *11 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1
- *12 和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則 (医務課)..... 1
- *13 医療法施行細則の一部を改正する規則 (")..... 2

○ 公営企業管理規程

- *1 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 21

規 則

和歌山県規則第11号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (令和元年和歌山県規則第51号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特別休暇) 第14条 略 2 無給の特別休暇は、 <u>公務上の負傷又は疾病その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当であるとして別に定める場合における休暇とし、その期間については、別に定める。</u> 3 略	(特別休暇) 第14条 略 2 無給の特別休暇は、 <u>労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当であるとして別に定める場合における休暇とし、その期間については、別に定める。</u> 3 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

和歌山県規則第12号

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山県地方機関事務委任規則 (昭和63年和歌山県規則第20号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(保健所長への委任) 第4条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 。	(保健所長への委任) 第4条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 。

- (1)・(2) 略
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）に関する次のこと。
 - ア 第8条第1項の規定による診療所又は助産所の開設の届出の受理
 - イ 第8条第2項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出の受理
 - ウ 第8条の2第2項の規定による診療所、助産所又はオンライン診療受診施設の休止及び再開の届出の受理
 - エ 第9条第1項の規定による診療所、助産所又はオンライン診療受診施設の廃止の届出の受理
 - オ 第9条第2項の規定による診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者の死亡又は失踪の届出の受理
- カ・キ 略
- (4) 医療法施行令（昭和23年政令第326号）に関する次のこと。
 - ア 第4条の規定による開設者等の住所等の変更の届出の受理
 - イ 略
- (5)～(54) 略

- (1)・(2) 略
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）に関する次のこと。
 - ア 第8条の規定による診療所又は助産所の開設の届出の受理
 - イ 第8条の2の規定による診療所又は助産所の休止及び再開の届出の受理
 - ウ 第9条の規定による診療所又は助産所の廃止の届出の受理
- エ・オ 略
- (4) 医療法施行令（昭和23年政令第326号）に関する次のこと。
 - ア 第4条の規定による開設者の住所等の変更の届出の受理
 - イ 略
- (5)～(54) 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

和歌山県規則第13号

医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成9年和歌山県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(診療所等の開設の届出) 第7条 法第8条第1項の規定による届出は、次に掲げる書類により行わなければならない。 (1)・(2) 略</p> <p>(オンライン診療受診施設の設置の届出) 第7条の2 法第8条第2項の規定による届出は、<u>オンライン診療受診施設設置届（別記第8号様式の2）</u>により行わなければならない。</p> <p>第8条 略</p> <p>(オンライン診療受診施設の設置届出事項の変更の届出) 第8条の2 施行令第4条第4項の規定による届出は、<u>オンライン診療受診施設設置届出事項変更届（別記第10号様式の2）</u>により行わなければならない。</p> <p>(病院等の休廃止等の届出) 第11条 法第8条の2第2項の規定による届出は、次に掲げる書類により行わなければならない。 ○ (1) 病院（診療所、助産所、<u>オンライン診療受診施設</u>）休止届（別記第13号様式） ○ (2) 病院（診療所、助産所、<u>オンライン診療受診施設</u>）再開届（別記第14号様式）</p>	<p>(診療所等の開設の届出) 第7条 法第8条の規定による届出は、次に掲げる書類により行わなければならない。 (1)・(2) 略</p> <p>第8条 略</p> <p>(病院等の休廃止等の届出) 第11条 法第8条の2第2項の規定による届出は、次に掲げる書類により行わなければならない。 ○ (1) 病院（診療所、助産所）休止届（別記第13号様式） ○ (2) 病院（診療所、助産所）再開届（別記第14号様式）</p>

2 法第9条第1項の規定による届出は、病院（診療所、助産所、オンライン診療受診施設）廃止届（別記第14号様式の2）により行わなければならない。

（開設者等の死亡等の届出）

第12条 法第9条第2項の規定による届出は、病院（診療所、助産所、オンライン診療受診施設）開設者（設置者）死亡（失踪）届（別記第15号様式）により行わなければならない。

（書類の経由等）

第54条 法、施行令、施行規則及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、病院、診療所、助産所若しくはオンライン診療受診施設の所在地又は医療法人若しくは地域医療連携推進法人（法第70条の5第1項に規定する地域医療連携推進法人をいう。）の主たる事務所の所在地を管轄する保健所長（和歌山市の設置する保健所の長を除く。次項において同じ。）を経由しなければならない。

2 略

2 法第9条第1項の規定による届出は、病院（診療所、助産所）廃止届（別記第14号様式の2）により行わなければならない。

（開設者の死亡等の届出）

第12条 法第9条第2項の規定による届出は、病院（診療所、助産所）開設者死亡（失そう）届（別記第15号様式）により行わなければならない。

（書類の経由等）

第54条 法、施行令、施行規則及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、病院、診療所若しくは助産所の所在地又は医療法人若しくは地域医療連携推進法人（法第70条の5第1項に規定する地域医療連携推進法人をいう。）の主たる事務所の所在地を管轄する保健所長（和歌山市の設置する保健所の長を除く。次項において同じ。）を経由しなければならない。

2 略

別記第6号様式から別記第8号様式までを次のように改める。

別記第6号様式 (第5条関係)

病院 (診療所、助産所) 開設届

年 月 日

和歌山県知事様
和歌山県保健所長

開設者	住 所	〒 電話番号 ()
	氏 名	

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入)

下記のとおり病院 (診療所、助産所) を開設したので、医療法施行令 (昭和 23 年政令第 32 号) 第 4 条の 2 第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 病院 (診療所、助産所) の名称及び開設の場所

名 称	
開設の場所	〒 電話番号 ()

2 開設許可年月日及び番号

年 月 日付け 和歌山県指令 第 号

3 管理者の住所及び氏名

住 所	〒 電話番号 ()
氏 名	

4 診療に従事する医師 (歯科医師) の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間又は業務に従事する助産師の氏名、勤務日及び勤務時間

氏 名	担当診療科名	診療日又は勤務日	診療時間又は勤務時間

5 勤務する薬剤師の有無及びその氏名

有 (氏名) ・ 無

6 医療法施行規則第15条の2第1項の嘱託医師の住所及び氏名又は同条第2項の病院若しくは診療所の住所及び名称

住 所	〒	電話番号 ()
氏 名 (名 称)		

7 医療法施行規則第15条の2第3項の嘱託する病院又は診療所の住所及び名称

住 所	〒	電話番号 ()
名 称		

8 オンライン診療実施の有無

有 ・ 無

9 開設年月日

年 月 日 (診療又は業務開始年月日 年 月 日)

添付書類

- 1 管理者及び診療に従事する医師(歯科医師)又は業務に従事する助産師及び嘱託医師の免許証の写し
- 2 医療法施行規則第15条の2第1項の嘱託医師に嘱託した旨の書類又は同条第2項の当該病院又は診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び同項に規定する嘱託を行った旨の書類
- 3 医療法施行規則第15条の2第3項の当該病院又は診療所に嘱託した旨の書類

別記第7号様式 (第6条関係)

病院(診療所、助産所)開設届出事項変更届

年 月 日

和歌山県知事様
和歌山県保健所長

開設者	住所	〒 電話番号 ()
	氏名	

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入)

下記のとおり病院(診療所、助産所)の開設届出事項の一部を変更したので、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条の2第2項の規定により届け出ます。

記

1 病院(診療所、助産所)の名称及び所在地

名称	
所在地	〒 電話番号 ()

2 変更事項

(1) 管理者の住所及び氏名
(2) 医療法施行規則第15条の2第1項の嘱託医師の住所及び氏名又は同条第2項の病院若しくは診療所の住所及び名称
(3) 医療法施行規則第15条の2第3項の嘱託する病院又は診療所の住所及び名称
(4) オンライン診療実施の有無

3 変更した理由

--

4 変更内容

事項	変更前	変更後
住所		
氏名 (名称)		
オンライン診療実施の有無	有 ・ 無	有 ・ 無

5 変更年月日

年 月 日

添付書類

- 1 変更事項が氏名の場合は、医師(歯科医師)又は業務に従事する助産師及び嘱託医師の免許証の写し
- 2 嘱託医師が変わった場合は、当該医師に嘱託した旨の書類又は当該病院又は診療所が診療科目に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び嘱託を行った旨の書類
- 3 嘱託する病院又は診療所が変わった場合は、当該病院又は診療所に嘱託した旨の書類

別記第8号様式 (第7条関係)

診療所開設届

年 月 日

和歌山県知事様
和歌山県保健所長

開設者	住所	〒 電話番号 ()
	氏名	

下記のとおり診療所を開設したので、医療法(昭和23年法律第205号)第8条第1項の規定により届け出ます。

記

1 診療所の名称及び開設の場所

(ふりがな) 名称	
開設の場所	〒 電話番号 ()

2 診療を行おうとする科目

--

3 開設者の状況

他の病院又は診療所の開設、管理又は勤務の有無	有 (病院等の名称) を開設管理に勤務	・無
同時に開設しようとしている病院又は診療所の有無	有 (病院等の名称)	・無

4 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員

	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	准看護師	助産師	栄養士	診療放射線技師	診療X線技師	臨床検査技師	衛生検査技師	臨床工学技士	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士	看護補助者	その他	事務職員	合計
常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
非常勤																						
計																						

5 敷地の面積及び平面図

m²(敷地の平面図は、別紙のとおり)

6 敷地周囲の見取図

別紙のとおり

7 建物の構造概要及び平面図

(1) 建物の構造概要

主 要 構 造	階 数	建 築 面 積	延 床 面 積
造	地上 階、地下 階	m ²	m ²
建物の一部を使用 する場合	造 階建ての	階部分	延床面積 m ²

(2) 廊下の構造

階別	片側廊下	中央廊下	階別	片側廊下	中央廊下
	cm	cm		cm	cm

(注) 中央廊下とは、その両側に居室がある廊下をいう。

(3) 階段の構造

種 別	階段及び踊場の幅	けあげ幅	踏 面	手すりの有無	病室のある階
屋 内 直 通	cm	cm	cm		階
屋 内 直 通					
エレベーター	有 ・ 無				

(4) 病床数

床

(5) 入院施設の構造

種別	階別	室番号	病床数	1室の 総床面積	1室の有 効床面積	1人当たり 有効床面積	1室の 採光面積	1室の外気 開放面積
			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
計		室						

(6) 一般施設の概要
別紙のとおり

(7) 平面図
別紙のとおり

(注) 各室の用途を示し、各病室の病床数及び病床種別を明示した図面とすること。

8 主要な施設の構造設備の概要

(1) 診察室

診 察 室 名	床 面 積	処置室兼用の場合の該当面積	備 考
	m ²	m ²	

(2) 処置室

処 置 室 名	床 面 積	処 置 室 名	床 面 積
	m ²		m ²

(3) エックス線装置

エックス線使用 室名	床面積	操作室	エックス線装置製 作者名	型 式	台数	用 途
	m ²	m ²				

(4) 調剤所

床面積	採光・換気の状態	冷暗所の有無	調剤に必要な器具
m ²			感量 10mg の天びん 台 感量 500g の上皿天びん 台

9 歯科技工室の構造設備の概要

床面積	構造設備の概要	防じん・防火設備の概要
m ²		

10 管理者の住所及び氏名

住所	〒 電話番号 ()
氏名	

11 診療に従事する医師(歯科医師)の氏名、担当診療科目、診療日及び診療時間

氏名	担当診療科名	診療日	診療時間

12 勤務する薬剤師の有無及びその氏名

有 (氏名) ・ 無

13 オンライン診療実施の有無

有 ・ 無

14 開設年月日

年 月 日 (診療開始年月日 年 月 日)

添付書類

- 1 開設者、管理者及び診療に従事する医師(歯科医師)の免許証の写し
- 2 麻酔科を標榜している場合は、麻酔科標榜許可書の写し
- 3 従業者名簿
- 4 歯科技工室を設けている場合は、主要設備を明示した図面

別記第8号様式の次に次の1様式を加える。

別記第8号様式の2 (第7条の2関係)

オンライン診療受診施設設置届

年 月 日

和歌山県知事様
和歌山県 保健所長

設置者	住所	〒 電話番号 ()
	(ふりがな) 氏名	

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入)

下記のとおりオンライン診療受診施設を設置したので、医療法(昭和23年法律第205号)第8条第2項の規定により届け出ます。

記

施設 の 名称 (ふりがな)	
設置の場所	〒 電話番号
敷地の面積及び平面図	m ² (敷地の平面図は、別紙のとおり)
建物の構造概要及び平面図	別紙のとおり
定款、寄付行為又は条例 (法人の場合)	別紙のとおり
管理・運営責任者の氏名・連絡先 (法人の場合)	電話番号
設置年 月 日	年 月 日

備考

- 車両を届け出る場合、それぞれの欄には以下の内容を記載することとする。
- ・「設置の場所」の欄については、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回予定地区を記載すること。また、届出は、巡回する地区を管轄する都道府県又は保健所設置市に提出すること。
- ・「敷地の面積及び平面図」の欄については、記載が不要であること。
- ・「建物の構造概要及び平面図」の欄については、当該車両の車種、車名及び車両番号を記載すること。

別記第9号様式中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

別記第10号様式中「(16) 医療法施行規則第15条の2第3項の嘱託する病院又は診療所の住所及び名称」を
「(16) 医療法施行規則第15条の2第3項の嘱託する病院又は診療所の住所及び名称
(17) オンライン診療実施の有無」に改める。

別記第10号様式の次に次の1様式を加える。

別記第10号様式の2 (第8条の2関係)

オンライン診療受診施設設置届出事項変更届

年 月 日

和歌山県知事様
和歌山県 保健所長

設置者	住 所	〒 電話番号 ()
	氏 名	

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入)

下記のとおりオンライン診療受診施設の設置届出事項の一部を変更したので、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条第4項の規定により届け出ます。

記

1 オンライン診療受診施設の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	〒 電話番号 ()

2 変更事項(該当番号を○で囲むこと。)

- | |
|---|
| (1) 設置者の住所及び氏名
(2) 施設の名称
(3) 敷地の面積及び平面図
(4) 建物の構造概要及び平面図
(5) 定款、寄付行為又は条例(法人の場合)
(6) 管理・運営責任者の氏名・連絡先(法人の場合) |
|---|

3 変更した理由

--

4 変更内容

変 更 前	変 更 後

(注) 変更事項が(4)に該当する場合は、構造設備の概要を含めて記載すること。

5 変更年月日

年 月 日

添付書類

変更事項が(3)又は(4)に該当する場合は、変更前と変更後の2葉の平面図を添付し、変更箇所が明瞭になるよう色分けする等工夫すること。

別記第13号様式から別記第15号様式までを次のように改める。

別記第13号様式(第11条関係)

病院(診療所、助産所、オンライン診療受診施設)休止届

年 月 日

和歌山県知事 様
和歌山県 保健所長

(設置者) 開設者	住 所	〒 電話番号 ()
	氏 名	

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入)

下記のとおり病院(診療所、助産所、オンライン診療受診施設)を休止したので、医療法(昭和23年法律第205号)第8条の2第2項の規定により届け出ます。

記

1 病院(診療所、助産所、オンライン診療受診施設)の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	〒 電話番号 ()

2 休止の理由

--

3 休止年月日

年 月 日

4 休止の予定期間

--

別記第14号様式 (第11条関係)

病院(診療所、助産所、オンライン診療受診施設)再開届

年 月 日

和歌山県知事様
和歌山県保健所長

(設置者) 開設者	住 所	〒 電話番号 ()
	氏 名	

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入)

下記のとおり病院(診療所、助産所、オンライン診療受診施設)を再開したので、医療法(昭和23年法律第205号)第8条の2第2項の規定により届け出ます。

記

1 病院(診療所、助産所、オンライン診療受診施設)の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	〒 電話番号 ()

2 休止年月日

年 月 日

3 再開の理由

--

4 再開年月日

年 月 日

別記第14号様式の2 (第11条関係)

病院(診療所、助産所、オンライン診療受診施設)廃止届

年 月 日

和歌山県知事様
和歌山県保健所長

(設置者)	住所	〒 電話番号 ()
	氏名	

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入)

下記のとおり病院(診療所、助産所、オンライン診療受診施設)を廃止したので、医療法(昭和23年法律第205号)第9条第1項の規定により届け出ます。

記

1 病院(診療所、助産所、オンライン診療受診施設)の名称及び所在地

名称	
所在地	〒 電話番号 ()

2 廃止の理由

--

3 廃止年月日

年 月 日

別記第15号様式 (第12条関係)

病院(診療所、助産所、オンライン診療受診施設)開設者(設置者)死亡(失踪)届
年 月 日

和歌山県知事様
和歌山県保健所長

届出義務者住所	〒 電話番号 ()
届出義務者氏名	開設者(設置者)との続柄()

下記のとおり病院(診療所、助産所、オンライン診療受診施設)の開設者(設置者)が死亡した(失踪宣告を受けた)ので、医療法(昭和23年法律第205号)第9条第2項の規定により届け出ます。

記

1 病院(診療所、助産所、オンライン診療受診施設)の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	〒 電話番号 ()

2 開設者(設置者)の住所及び氏名

住 所	〒 電話番号 ()
氏 名	

3 死亡した(失踪宣告を受けた)年月日

年 月 日

添付書類

死亡診断書又は戸籍謄本(抄本)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第1号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

所長	
----	--

」を「

所長	次長
----	----

」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。